

## 掛川市公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により土地改良事業共同施行の土地改良事業を認可したので、同法第95条第4項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年4月10日

掛川市長 松井三郎

1 共同施行の名称及び事業名

上西郷御堂ヶ谷地区土地改良事業共同施行農地造成事業

2 認可年月日

平成25年4月10日